株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 定 款

株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 定款

第１章　　総　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓと称し、英文では、ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｉｎｃ．と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理並びに次の事業を営むことを目的とする。

（１）企業経営・事業・商品・技術・不動産に関する情報提供及びコンサルティング

（２）企業経営に関する研修会・セミナー・イベントの企画開催及びその運営業務

（３）フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店指導

（４）学習塾、文化教室及び創作教室の運営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託

（５）学習教材、学習機器、教育関連図書の販売業務

（６）インターネットを利用した学習サービスの提供

（７）飲食店業

（８）人材派遣及び有料職業紹介事業

（９）インターネットショッピングサイト運営・管理

(10) 広告代理業又は広告業

(11) 代理店業務

(12) 有価証券への投資及び運用

(13) 人材採用、人材育成に関するコンサルティング

(14) 介護・医療事業者及びこれに従事する者への教育・研修コンテンツの提供、経営指導及び業務受託

(15) 保育所及び託児所の経営

(16) コンピュータプログラムを利用したサービスの提供及びこれに関するノウハウの販売、経営指導並びに業務受託

(17) (16) に関する代理店募集及び代理店指導

(18) 不動産の賃貸借及び管理業

（19）前各号に付帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１７条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第１８条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２３条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２４条　取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任免除）

第２６条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第２７条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第２８条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第３０条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）

第３２条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

第３３条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（報酬等）

第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　前項の株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任限定契約）

第３７条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第３８条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第４１条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れる。

2017年4月11日作成
2017年6月29日改定
2017年9月28日改定
2018年9月1日改定
2019年9月25日改定
2021年9月10日改定
2022年6月15日改定
2022年8月9日改定
2022年8月29日改定
2022年10月17日改定